

若者が誇りを持てる希望に満ちた明るい未来の建設産業をめざして!

日本建設職人社会振興連盟新聞

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 TEL 03-3639-0650 FAX 03-3639-0640
www.kenshokusharen.jp info@kenshokusharen.jp

Vol.10

第6回建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議開催

毎年千人を超える墜落死傷者を出す足場起因事故

一人でも多くの命を一日でも早く助けるために

建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議(議長・二階俊博衆議院議員)の第6回会合が4月18日、東京・千代田区の衆議院第一議員会館で開催されました。2017年6月に閣議決定した同法の基本計画を踏まえた施策の実施状況を各省から聴取。国土交通省からは、安全衛生経費が下請まで適切に支払われる施策を検討すると報告。厚生労働省からは墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合の設置について説明がありました。



二階俊博議長(自民党)
「建設職人基本法は、全国で現場で働ける方々の安全確保、待遇改善が必要という認識のもと、議立法で成立させた。具体化するべく、現場の職人さんたちに喜んでもらえるようにしたい」と挨拶されました。
会合では墜落・転落防止対策の重要性を強調し、安全衛生経費が下請まで適切に支払われる施策を検討するよう報告を求めました。

片山大介幹事長
「足場の88申請に係る労働基準監督署からの動員について1件もないのはなぜかという指摘を行った。これに対し厚労省は、本年度も引き続き全国仮設安全衛生協同組合が一建設業の墜落・転落防止対策推進事業を委託しているため、活用してもらえるよう努力する」と答弁がありました。
藤本健三幹事長代理(国民の声)
「建設職人基本

法条にある税制・財政上の措置の観点から中小工務店対策が重要なポイントとして、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の適用による補助金の制度を導入できるのでは

伊佐進一事務局長(立憲民主党)が、税制・財政上の措置の観点から中小工務店対策が重要なポイントとして、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の適用による補助金の制度を導入できるのでは

本村伸子幹事(共産党)は、安全衛生経費の下請までの確保について、別枠で確保すべきと強調する一方、地方の先行工法の採用率が低下しているという指摘もなされた。
川内博史幹事長代理(立憲民主党)は、安全衛生経費の下請までの確保について、別枠で確保すべきと強調する一方、地方の先行工法の採用率が低下しているという指摘もなされた。

厚労省は、安全衛生経費の下請までの確保について、別枠で確保すべきと強調する一方、地方の先行工法の採用率が低下しているという指摘もなされた。

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

「より安全な措置」等の法制化を!!

日本建設職人社会振興連盟が強く訴える

会議において日本建設職人社会振興連盟(國松孝次会長)は出席した9団体のうち、唯一意見発表を小野理事長より行いました。この中で小野理事長は「より安全な措置」等の重要性について力説し、とりわけ足場の安全点検について規則改正の必要性を訴えました。要旨は次のとおりです。
「より安全な措置」
「より安全な措置」というのは、ハード面等については、ハード面

成28年には建設職人基本法が制定されました。これは「より安全な措置」等を含めて5種類あり、その中で最も重要なのが、足場の安全点検です。これは「より安全な措置」等を含めて5種類あり、その中で最も重要なのが、足場の安全点検です。

足場の安全点検の実施状況

年度	実施率	実施回数
2009(2011)	31.1%	15.6%
2010(2012)	31.1%	16.7%
2011(2013)	33.7%	17.5%
2012(2014)	30.2%	15.8%
2015(2017)	36.7%	26.5%
2017(2019)	34.5%	21.7%

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

「より安全な措置」等における足場安全点検の法制化
1 足場の点検は、平成27年の労働安全衛生法改正で、これまでの事業者に加え、注文者(元方事業者)に対して足場の組立て・一部解体・変更後にも義務付けられました。(労働安全衛生法第567条、第565条等)
2 しかし、この点検を誰が行うのか、どのような点検項目により行うのか、法令上の定めは全くなく、このままでは本来の目的である足場の安全確保は保障されず、墜・転落事故の原因になっています。
3 ついては、①十分な知識・経験のある者であること、②当該組立て作業等の従事者以外の方が、③足場種類ごとの専用チェックリストに基づき、④当該実施者の氏名を明示して点検することを義務とすることが求められます。(国直轄工事では、これらは重点対策として定められています。)
4 十分な知識・経験のある者については平成24年の厚生労働省通知をはじめ、数々にわたり発出されており、次の「5種類」が指定されています。(国直轄工事では、これらに基づき実施されています。)
・ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者
・ 労働安全コンサルタント(土木又は建築)
・ 計画作成参加者資格取得者
・ 仮設安全監視者資格取得者
・ 施工管理者等のための安全点検実務研修受講者

以上、足場からの墜・転落事故を防止するため上記3及び4を義務化(法制化)することが喫緊の課題です。

【表1】「より安全な措置」等における足場安全点検の法制化

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

足場の安全点検の実施状況

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

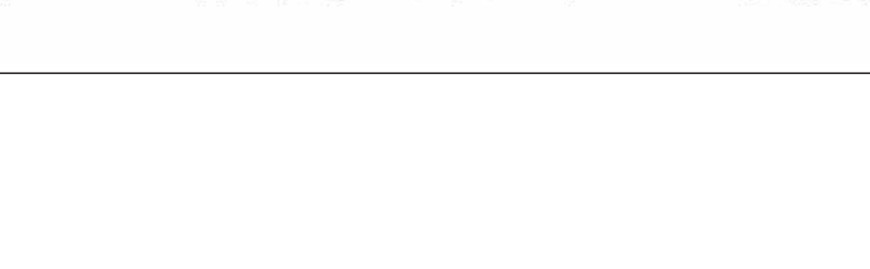
建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)



建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合(仮称)実務者会合メンバー(敬称略)